

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	3	印鑑登録	中条町担当	町民福祉課	町民係	担当者名	
分科会	1	住民分科会	調整項目	1	届出受理	黒川村担当	住民課	住基係	担当者名	

現況					調整方針	備考																
記載事項	中条町		黒川村																			
個人印鑑登録	<p>[登録資格] 中条町の住基台帳に記録されているもの。中条町の外国人登録原票に登録されているもの。 以上の者の中でも、15歳未満の者、成年被後見人は登録を受けることが出来ない。</p>		<p>[登録資格] 黒川村の住基台帳に記録されている者と黒川村の外国人登録原票に登録されている者。 15歳未満の者、成年被後見人は、登録を受けることができない。 (被成年後見人の確認は施設入所者のみ本籍地へ電話照会している)</p>		本庁、支所で中条町の例により統一する。																	
	<p>[申請方法] (本人申請)登録申請者が、自ら印鑑を持参し申請。 (代理申請)登録申請者が、自ら申請できない時は、代理人が登録者の印鑑を持って申請。</p>		<p>[申請方法] (本人申請)登録する印鑑、本人確認できる書類 本人確認できない場合は、照会書を送付 (代理申請) ・同居親族の代理人 登録者の印鑑、代理人選任届、誓約書、代理人の印鑑、代理人の本人確認できる書類を持参 登録完了 ・上記以外の代理人 登録者の印鑑、代理人選任届、誓約書、代理人の印鑑を持参。 郵送で本人宛に照会書 後日登録する印鑑、回答書、代理人の印鑑を持参 登録完了</p>																			
	<p>[本人確認方法] ・官公署の発行した免許証・許可証・身分証明書であって、本人の写真を貼付したもの、又は外国人登録証明書で確認。 ・中条町で印鑑登録を受けていて、その登録印を押印したうえ、登録申請者が本人に相違ないことを保証した書面で確認。 ・登録申請者に対し、郵送により文書で本人の意志に基づく申請かを確認するための照会をし、その回答書を登録申請者、又はその代理人が持参することにより確認。(回答書の提出期限は、照会書発送の日から起算して20日以内)</p>		<p>[本人確認方法] ・官公署の発行した免許証・許可証・身分証明書であって、本人の写真を貼付したもの、又は外国人登録証明書で確認。 ・黒川村で印鑑登録を受けていて、その登録印を押印したうえ、登録申請者が本人に相違ないことを保証した書面で確認。 ・職員の面識による。 ・上記に該当しない場合は登録申請者に対し、郵送により照会書を送付し、その回答書を登録申請者が持参することにより確認。(回答書の提出期限は、照会書発送の日から起算して20日以内)</p>																			
認可地縁団体印鑑登録	<p>認可地縁団体印鑑登録申請書に必要事項を記入、代理者の個人登録印を押印し、登録する認可地縁団体印鑑と、総務課からの認可通知書を添えて申請する。 登録には黒肉を使用する。 代表者変更など、記載事項内容の変更があった時は、総務課から変更通知のコピーを添付して新たに登録する。</p>		該当団体なし。		<p>財政への影響額 単位：千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																			
中条町																						
黒川村																						
計																						
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・中条町印鑑条例 ・中条町印鑑条例施行規則 ・中条町認可地縁団体印鑑条例 ・中条町認可地縁団体印鑑条例施行規則 		<ul style="list-style-type: none"> ・黒川村印鑑条例 ・黒川村印鑑条例施行規則 		備考 平成15年度当初予算ベース																	